

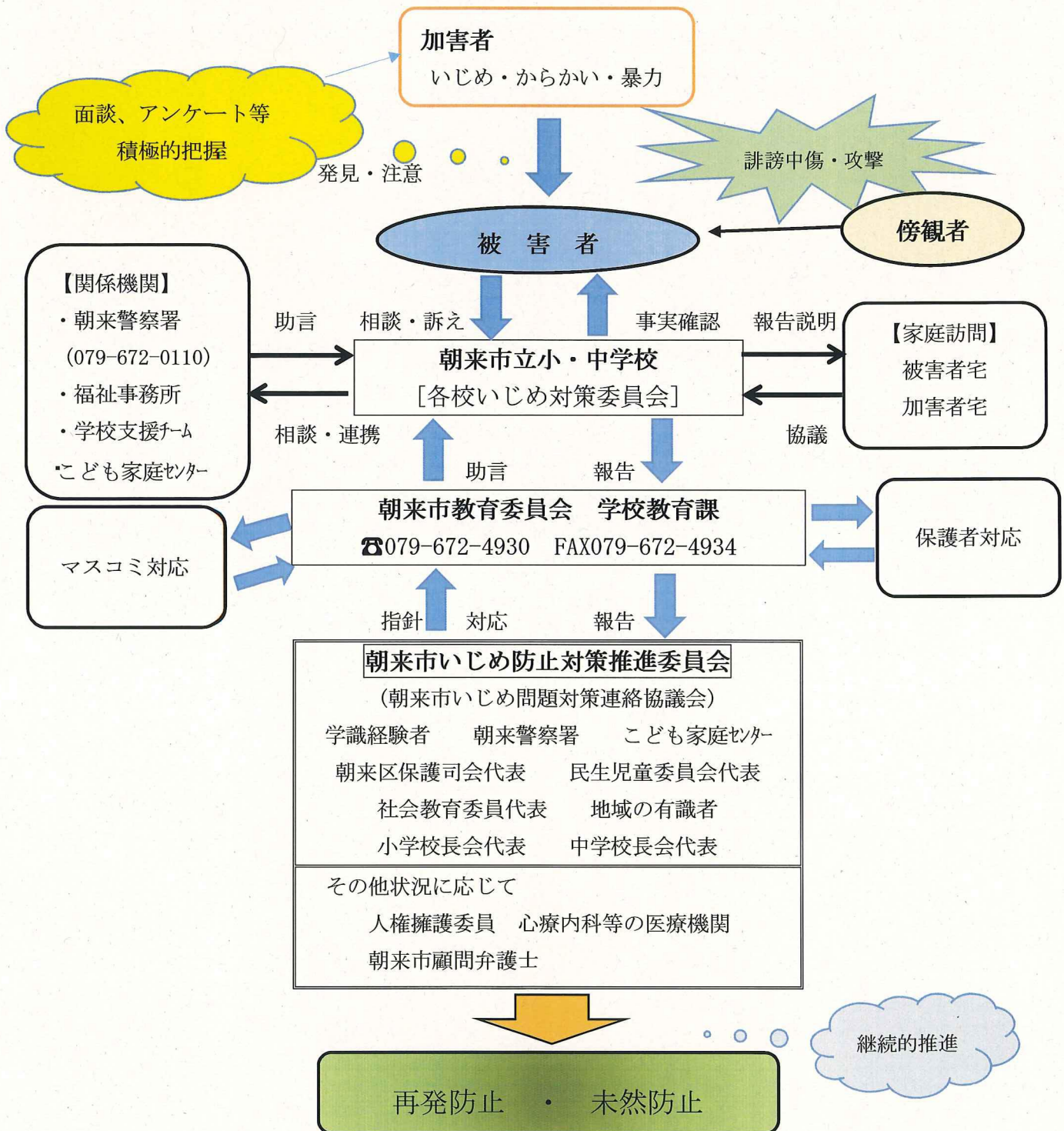
いじめ防止対策推進体制及び関係機関

【資料 1】

いじめ問題の取組に当たっては、「いじめは決して許さない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。早期発見にとどまらず未然防止に向けた取り組みを進めていく必要がある。その中心となるのが「朝来市いじめ防止対策推進委員会」である。

いじめ防止対策推進委員会について

- ◇ 学識経験者、警察関係者、保護司会代表、地域住民代表、小・中校長会代表、及び教育長が必要と認める者により編成する。
- ◇ いじめ問題対策連絡協議会を兼ねる。



重大事態への対処について

【資料 2】

1 重大事態の意味

(1) 1号重大事態

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合

- ◇ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ◇ 身体に重大な障害を負った場合
- ◇ 金品等に重大な被害を被った場合
- ◇ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

(2) 2号重大事態

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合

- ◇ 年間30日を目安とする
- ◇ 一定期間連続して欠席しているような場合
等、迅速に調査に着手する必要性のある状態

2 重大事態発生時の報告の流れ

- ◇ 学校長…迅速な報告と対応

- ◇ 市教育委員会…調査主体の判断

- ◇ 市長…再調査の必要性を判断

3 重大事態の調査主体区分

市教育委員会が、調査主体の判断をする。

(1) 学校が調査の主体になる場合

- ◇ 教育委員会の指導・助言のもと、以下の対応に当たる。
 - ① 学校の下に、重大事態の調査組織の設置
 - ・ 調査の公平性及び中立性を確保するため第三者の参加を図る。
 - ・ 重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。
 - ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査の実施
 - ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
 - ・ 客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・ 事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で調査する。
 - ③ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する適切な情報提供
 - ・ 調査により明確になった事実関係に関する情報の提供を行う。
 - ・ 関係者の個人情報に十分配慮した説明をする。
 - ・ アンケートの扱い、情報提供について、事前に関係者に周知する。
 - ④ 調査結果の報告
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告→市長へ報告
 - ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒保護者の所見を調査結果の報告にそえる。

- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置
 - ・ 必要に応じて外部専門家の派遣を要請する。

(2) 市教育委員会が調査の主体になる場合

- ◇ 以下の判断をした場合は、市教育委員会が調査主体となる。
 - ◎ 学校主体の調査では、重大事態への対処できない。
 - ◎ 同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られない。
- ◇ 学校に対して 資料の提出など調査への協力を指示する。
 - ① 市教育委員会の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ・ 弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者で組織する。
 - ・ 調査の公平性と中立性を確保するため、特別な利害関係を有しない第三者参加を図る。
 - ・ 朝来市いじめ問題対応委員会が中心となり調査を行う。
 - ② 事実関係を明確にするための調査を実施
 - ・ いじめ行為の客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・ 可能な限り、網羅的に明確にする。
 - ・ 調査主体に不都合なことがあっても、事実としっかり向き合う姿勢を貫く。
 - ③ いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報提供
 - ・ 調査により明確になった事実関係に関する情報の提供を行う。
 - ・ 関係者の個人情報に十分配慮した説明をする。
 - ・ アンケートの扱い、情報提供について、事前に関係者に周知する。
 - ④ 調査結果の市長等への報告
 - ・ 調査結果を市教育委員会に報告→市長へ報告
 - ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒保護者の所見を調査結果の報告にそえる。
書の提出を受け、調査結果にそえる。
 - ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置
 - ・ 専門家の派遣による重点的な支援を行う。
 - ・ 生徒指導専任の配置等の人的体制の強化を図る。
 - ・ 心理や福祉、教員や警察官経験者など、外部専門家の追加配置を行う。

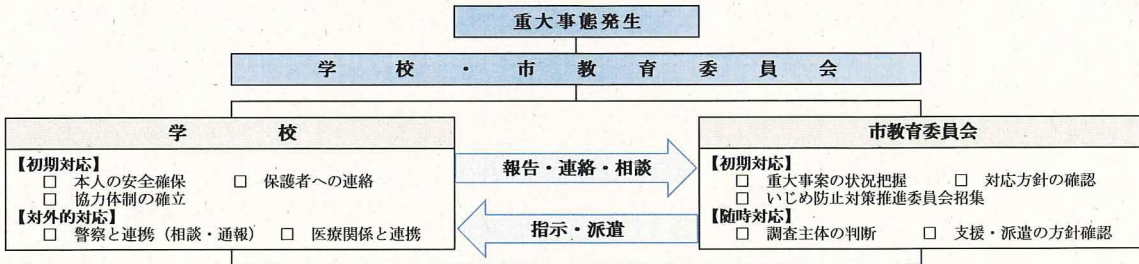
(3) 市長が再調査を行う場合

- ◇ 市長の指示のもと、資料の提出など、調査に協力
 - ・ 学校及び市教育委員会は、市長の求めにより調査により把握した事実関係等の情報を、求めに応じ市長に提供する。

重大事態発生時の対応の流れ

【資料 3】

| 重大事態の意味 | |
|---|--|
| (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合 <input type="checkbox"/> 児童生徒が自殺を企図した場合 <input type="checkbox"/> 身体に重大な障害を負った場合 <input type="checkbox"/> 金品等に重大な被害を被った場合 <input type="checkbox"/> 精神性の疾患を発症した場合 <input type="checkbox"/> 安全が脅かされる場合 等 | |
| (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合 <input type="checkbox"/> 年間30日の欠席を目安とする <input type="checkbox"/> 一定期間連続して欠席している場合 ※ 迅速に調査に着手する必要性のある場合 | |



| ① 調査組織の設置 | |
|---|---------------------------------|
| 学校または市教育委員会の下に重大事態の調査組織を設置する。 | |
| 学校の下に、「いじめ対策委員会調査組織」を設置する。 | 市教育委員会の下に、「朝来市いじめ問題対応委員会」を設置する。 |
| <input type="checkbox"/> 調査の中立性・公平性を確保した組織を設置する。 <input checked="" type="checkbox"/> 専門的知識及び経験を有し、いじめの関係者と直接人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者で調査組織を組織する。 <input checked="" type="checkbox"/> 把握している情報の集約・整理をして、共有を図る。 <input checked="" type="checkbox"/> 今できる、今やらねばならない対応や役割分担について確認する。 | |

| ② 調査の実施 | |
|---|----------------|
| 学校が調査主体の場合 | 市教育委員会が調査主体の場合 |
| <input type="checkbox"/> 事実関係を明確にするための調査を実施する。 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。 <input checked="" type="checkbox"/> 客観的な事実関係を速やかに調査する。 <input checked="" type="checkbox"/> 調査において不都合なことがあっても、事実と真摯に向き合う姿勢で取り組む。 <input type="checkbox"/> 事実確認で明確になった事実を正確に記録に残す。 <input checked="" type="checkbox"/> 調査対象…本人、加害者、周囲の者、保護者 <input checked="" type="checkbox"/> 調査内容…「いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように」を調査する。 ※5W1H <input checked="" type="checkbox"/> 状況把握…「直接見た・聞いた」、「人が見た・聞いた」を明確にする。 | |
| ☆随時、いじめ対策委員会の開催 | ☆学校・市教育委員会の連携 |

| ③ 情報の提供 | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> いじめを受けた児童・生徒及び保護者への適切な情報提供を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 明らかになった事実関係について、適切に情報提供を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者の個人情報には十分注意する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らない。 <input checked="" type="checkbox"/> アンケート結果を、いじめを受けた児童・生徒に提供することができる。(調査に先立ち、その旨を調査対象の児童・生徒及び保護者に説明する等の措置を取ること。) | |
| <input type="checkbox"/> いじめを受けた側への対応及び支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報を正確に伝え共通理解を図る。 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ対策委員会で話し合われたこと <input checked="" type="checkbox"/> 調査組織で把握できた情報 <input checked="" type="checkbox"/> 今後の対応について理解を得る。 <input checked="" type="checkbox"/> 加害児童生徒への指導と今後の対応 <input checked="" type="checkbox"/> 重大事態再発防止のための手段 <input checked="" type="checkbox"/> 謝罪について、慎重を期す。 | <input type="checkbox"/> いじめた側への対応及び支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報を正確に伝え共通理解を図る。 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ対策委員会で話し合われたこと <input checked="" type="checkbox"/> 調査組織で把握できた情報 <input checked="" type="checkbox"/> 謝罪の必要性の説明(必要に応じて) <input checked="" type="checkbox"/> 再発防止にむけた共通理解を図る。 <input checked="" type="checkbox"/> いじめは絶対いけないことの徹底 <input checked="" type="checkbox"/> カウンセリングの実施(状況に応じて) |

| ④ 調査結果の報告 | |
|--|--|
| 学校主体の調査の場合 | 市教育委員会主体の調査の場合 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 調査結果を市教育委員会に報告する。 <input checked="" type="checkbox"/> 希望すればいじめを受けた児童生徒及び保護者の所見を添付する | <input checked="" type="checkbox"/> 調査結果を市長に報告する。 <input checked="" type="checkbox"/> 希望すればいじめを受けた児童生徒及び保護者の所見を添付する |

| ⑤ 調査後の必要な措置 | |
|---|--|
| 学校主体の調査の場合 | 市教育委員会主体の調査の場合 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 必要に応じて、外部専門家の派遣等を市教育委員会へ要請する。 | <input checked="" type="checkbox"/> 専門家を派遣し重点的支援を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 人的な追加配置を行い、体制の強化を図る。 |

